国立大学法人大分大学国際教育研究推進部門教員選考規程

平成３０年７月３１日制定
平成３０年国際教育研究推進部門規程第１号

（趣旨）
第１条　この規程は，国立大学法人大分大学教員選考規程（平成１６年規程第４８号）に定めるもののほか，国立大学法人大分大学教員組織規程（平成２８年規程第６１号）第２条第１５号に規定する国際教育研究推進部門における教員の選考に関し必要な事項を定める。

（選考方法）
第２条　教員の任用は，公募によって行うものとする。ただし，特別の理由があると認める場合は，所定の手続を経て，非公募によって行うことができる。

（選定委員会）
第３条　国際教育研究推進部門長は，教員の選考の必要が生じた場合は，国立大学法人大分大学国際教育研究推進部門人事会議（以下「人事会議」という。）の議を経て，選定委員会を置く。

（選定委員会の構成）
第４条　選定委員会は，次の各号に掲げる者をもって構成する。
（１）　国際教育研究推進部門長
（２）　教育マネジメント機構国際教育推進センター長
（３）　国際教育研究推進部門の教員のうちから１人
（４）　国際連携委員会の委員のうちから１人
２　前項第３号及び第４号の委員は，国際教育研究推進部門長が指名する。
３　選定委員会の委員長は，互選とする。

（公募方法）
第５条　選定委員会は，公募要領を作成し，国際教育研究推進部門長名義で公募を行う。
２　選定委員会は，応募者の中から任用候補者を２人又は３人選定し，人事会議に報告するものとする。

（審査委員会）
第６条　国際教育研究推進部門長は，第５条第２項に規定する任用候補者の報告又は別に定めるところによる任用候補者の推薦を受けたときは，その都度，審査委員会を置く。

（審査委員会の構成）
第７条　審査委員会は，次の各号に掲げる者をもって構成する。
（１）　国際教育研究推進部門長
（２）　教育マネジメント機構国際教育推進センター長
（３）　国際教育研究推進部門の教員のうちから１人
（４）　国際連携委員会委員のうちから２人
（５）　その他国際教育研究推進部門長が必要と認める者
２　前項第３号から第５号までの委員は，国際教育研究推進部門長が指名する。
３　審査委員会の委員長は，国際教育研究推進部門長とする。
４　委員長が欠けたとき，又は事故があるときは，委員長の指名した者がその職務を代理する。

（選考）
第８条　審査委員会は，任用候補者について審査（ヒアリングを含む。）を行い，その結果を人事

会議に報告する。
２　人事会議は，前項による報告に基づき任用候補者を選考するときは，出席した委員の３分の２以上の同意を得るものとする。

（事務）
第９条　国際教育研究推進部門の教員の選考に係る事務は，学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

（雑則）
第１０条　この規程に定めるもののほか，国際教育研究推進部門における教員の選考に関し必要な事項は，国際教育研究推進部門長が別に定める。

附　則
この規程は，平成３０年７月３１日から施行する。

附　則（令和２年国際教育研究推進部門規程第１号）
この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年国際教育研究推進部門規程第１号）
この規程は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和７年国際教育研究推進部門規程第１号）
この規程は，令和７年４月１日から施行する。